平成一二年(ネ)第一六三八号損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成 一一年(ワ)第五三二二号)(平成一二年七月一〇日口頭弁論終結)

判 決 控訴人(原告) 株式会社なとり 右代表者代表取締役 [A] 右訴訟代理人弁護士 中 怇 \blacksquare 茂 同 西 Ш 被控訴人(被告) 株式会社道南冷蔵 右代表者代表取締役 [B][C] 被控訴人(被告) 和根 右両名訴訟代理人弁護士 崎 直 樹 治 媏 和 Ш 同訴訟復代理人弁護士 河 津 博 中 主 文

- ー 本件控訴を棄却する。
- 二 控訴費用は控訴人の負担とする。 事実及び理由
- 第一 当事者の求めた裁判
 - 一 控訴人
 - 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、第三者に対し、原判決添付陳述目録記載の事実を告知し、 又は流布してはならない。
- 3 被控訴人らは、控訴人に対し、各自金二九五五万二〇〇〇円及び内金二四五五万二〇〇〇円に対する平成一一年三月二四日から、内金五〇〇万円に対する同年八月一二日からいずれも支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は、第一、第二審を通じ、被控訴人らの負担とする。
 - 5 第三、第四項について仮執行宣言
 - ニ 被控訴人ら
 - 主文と同旨
- 第二 当事者の主張
- - 二 控訴人 1 総論

本訴請求原因の事実関係は、事柄の性質上、直接証拠による証明がほとんど不可能であり、間接事実からの推論等によらなければならないのに、原判決は、本件の背景的事実に思いを致すことなく、表面的な間接事実の認定に止まる不十分な事実認定しかしていない。具体的に、本件の背景事実としては、被控訴人株式会社道南冷蔵(以下「被控訴人道南冷蔵」という。)はもともと産地一次加工業者であり、控訴人にイカ燻製や鮭フレークの半製品を卸売りすることで成長してきたものであるが、平成六、七年ころ、仕入れ価格が折り合わなくなったことを契機として、控訴人は内製化を進め、他方、被控訴人道南冷蔵は自社の完成商品の直接販売ったものであり、これが上げると

2 控訴人のイカ製品に対する誹謗中傷行為

被控訴人【C】(以下「被控訴人【C】」という。)が、控訴人の取引先である長野市所在のスーパー「マツヤ」において、「道南冷蔵は国産のまいかを使っており品質がよい」などと言ったことは被控訴人らの認めるところであり、被控訴人【C】の陳述書(乙一)にも、同人は平成九年九月三〇日右マツヤの仕入担当部長【D】(以下「【D】部長」という。)に対し、「当社は基本的には近海物ないし日本船が漁獲した材料を使用している事も説明しました。外国で捕れた魚介類でも、日本船が漁獲した物は、冷凍技術が優れていることから、ほとんど劣化せずも、日本船が漁獲した物は、冷凍技術が優れていることから、ほとんど劣化せずる上運ばれるので質が高いのです。業界では輸入材料、特に中国、韓国等で一次加工した原料を使用した製品が見受けられるが、一般的に変色が早く、ソフト感に欠け、風味、味覚が材料から一貫加工した物より劣ること」等を説明した旨の記載がある。

この説明中で、仮に、控訴人の名を出さなかったとしても、当時マツヤの 販売するイカ製品のほとんどすべては控訴人が納入していたのであり、その直前ま で控訴人の首都圏営業部長であった被控訴人【C】の言であるから、右説明は、控訴人の製品が低品質であることを表現したものにほかならない。そして、日本近海で漁獲されるスルメイカ(まいか)は年次による漁獲量の変動が大きく、不漁の年は外国産のムラサキイカ(あかいか)等で賄わざるを得ないはずであって被控訴人首南冷蔵も例外ではないこと、その場合に外国船が漁獲したイカを使用することもあるが、冷凍技術も日本船と外国船とで差がある訳ではないことから、右の説明をあるが、冷凍技術も日本船と外国船とで差がある訳ではないことから、右の説明とである。現に、平成一〇年一〇月ころ、控訴人の副社長【E】らあるである。現に、平成一〇年一〇月ころ、控訴人の副社長【E】らいる者である。まるではクレームも出ているそうだね。」と言われた事実があり、この言は被控訴人「C】の前記説明をその出所とするものと推断される。なお、被控訴人らは、誹謗中傷行為に係る真実の証明をしない限り、違法

なお、被控訴人らは、誹謗中傷行為に係る真実の証明をしない限り、違法性は阻却されないというべきである。

3 従業員の引抜きについて

前記1の状況の下、被控訴人道南冷蔵が自社商品の販路を開拓するためには控訴人の営業担当従業員を引き抜くのが最も効果的であることから、被控訴人道南冷蔵は、平成九年に被控訴人【C】を取締役として迎え、平成一一年初頭までに、同人をして控訴人の営業担当従業員【F】、【G】、【H】、【I】、【J】を順次引き抜かせ、東京、大阪、広島の各営業所又は出張所を拡充してこれらに配置し、控訴人の得意先のスーパー等への売込みに当たらせたのである。これらの引抜きに係る事実は、甲三六ないし三九、五〇、証人【K】、同【L】、同【M】から明らかである。

なお、原判決は、控訴人の従業員約七九〇名中五名が、約二年の間に被控訴人に移ったにすぎないとの判断をしているが、問題とすべきは営業関係であって、控訴人の営業部所属の従業員は本部長以下一二〇名、本件に関係する特販部、北関東営業部、首都圏営業部、甲信越営業部、関西営業部及び中四国営業部広島営業所の営業担当者数は五四名、うち部長・副部長・所長クラスは二二名であるところ、このうち五名(【C】、【F】、【G】、【H】、【J】)と所長目前のベテラン【I】が引き抜かれたのである。

三被控訴人ら

1 総論について

控訴人が被控訴人道南冷蔵からイカ燻製や鮭フレークの原料を仕入れてきたこと、平成六、七年頃から控訴人は内製化を進めたことは認め、その余は否認する。被控訴人道南冷蔵はもともと自社にて完成商品も製造販売してきたものであり、控訴人との取引終了を契機として新たに完成商品の製造販売を始めたものではない。

2 誹謗中傷行為について

被控訴人【C】のスーパーマツヤの【D】部長に対する説明内容は乙一に記載の限度で認め、その余は否認する。被控訴人【C】は、被控訴人道南冷蔵の記るの売込みに当たって、同製品は材料のほとんどが日本近海で漁獲されたものであっても日本漁船によって漁獲されたもので高品質であること、漢味期限等も短期に設定するなど顧客にニーズに対応している旨を礼でいること、賞味期限等も短期に設定するなど顧客にニーズに対応している旨を説明し、自社製品をアピールしたのであって、これを控訴人に対する営業誹謗行為であるとする控訴人の主張は、自由競争に基づく正当な営業活動を否定するにはない。なお、控訴人の主張は、自由競争に基づく正当な営業活動を否定するにはない。なお、控訴人の主張する誹謗中傷行為は、控訴人の名誉を毀損表現において虚偽いから、名誉毀損表現における真実性の証明は問題とならず、控訴人において虚偽性の立証責任を負う。

3 従業員の引抜きについて

控訴人の主張に係る従業員らは、引き抜かれたのではなく、控訴人を退職後自らの意思で被控訴人道南冷蔵に就職した者である。控訴人は、対象従業員二二名中五名が移籍したかのように主張するが、営業部員は広域に転勤するから対象従業員数を考慮する際、特定の営業部等に限定すべきでないし、部長等の職制も営業部員としての能力と関係ないから限定すべきでない。営業部所属の従業員は一二〇名もおり、うち五名が二年間の間に移籍したにすぎず、引抜き行為の存在及びその違法性まで推認させるものではない。

また、引抜きが行われたことを示すものとして控訴人が提出する証拠は、 通常の日常会話の域を出ない事実しか示されておらず、何ら引抜きの存在を示すも のではない。

第三 当裁判所の判断

誹謗中傷行為について 控訴人は、まず、乙一(被控訴人【C】の陳述書)の記載を一応の前提とし つつ、被控訴人【C】がスーパーマツヤにおいて【D】部長に対して行った説明 が、直接控訴人に言及していなくとも、控訴人に対する誹謗中傷行為に当たると主 張する。しかし、乙一によれば、被控訴人【C】の説明の主眼は、原料加工からパ ック詰めまで一貫して自社管理を行う被控訴人道南冷蔵のイカ製品の品質の高さを 説明したものであって、その対比において、イカ製品の「業界」では、外国で一次 加工した原料を使用している業者もあり、そのような業者の製品は一貫加工品より も風味・味覚が劣ると指摘しているものと認めることができ、 は物質した。 控訴人を誹謗中傷するものということもできない。すなわち、被控訴人【C】と 【D】部長との右のやり取りは、食品メーカーのベテラン営業部長が、仕入れの専 合があるとしても、自社製品の良さを、競合他社製品との比較において強調すること自体は、取引社会において許容されているものである。また、被控訴人【C】の 前記説明中、外国の一次加工品を原料として使用する業者について言及している部分については、仮に、その説明が控訴人のイカ製品を指していると解し得るとして も、控訴人が中国、韓国等での一次加工品を原料としてイカ製品を製造することが あるという説明内容は控訴人の自認するところであって事実関係に虚偽はなく、他方、そのような原料及び製法に係る製品の評価に関していえば、少なくとも、近年 になって中国船における冷凍技術の向上が図られるまでは、中国産の原料は品質が 悪いという定評が現実にあったことが認められるから(証人【K】)、近海物ない し日本船の漁獲した材料を用いた一貫加工品との比較において、中国等の一次加工 品を原料とする製品の風味・味覚が劣る旨の説明を虚偽ということはできない。甲 四一、四二 、五一の二はこの認定を左右するものではなく、他に右虚偽性を認める に足りる証拠はない。

なお、控訴人は、被控訴人らが真実性の立証をしない限り違法性を阻却しない旨主張するが、被控訴人【C】の前記説明は、控訴人を誹謗するものとも、虚偽のものとも認められないから、控訴人の右主張は失当というべきである。また、控訴人は、被控訴人【C】が被控訴人道南冷蔵のイカ製品は原料に「まいか」しか使わないような説明をしている点で虚偽の営業誹謗行為を構成するとも主張するが、右説明内容は、自己の営業の信用を高からしめるものであって、競争者の営業上の信用を害するものとはいえないから、右主張は理由がない。

信用を害するものとはいえないから、右主張は理由がない。ところで、甲三八及び証人【K】によれば、平成一〇年一〇月ころ、控訴人の副社長【E】らがスーパーマツヤを訪れた際、【D】部長から、控訴人のところ、控訴人は、これは被控訴人【C】が【D】部長に対して行った控訴人のイカ製品に関する誹謗中傷を出所とするものであると主張する。しかし、仮に、被控訴人【C】の【D】部長に対する前記説明をきっかけとして、【D】部長が前記発言の「全部であるとの認識は、【D】部長の何らかの誤認であると考えるのがむして、【D】部長の前記発言から直ちに、被控訴人【C】が控訴人の主張に係る誹謗中傷行為をしたと認定することはできないといわざるを得ない。

そして、控訴人が被控訴人【C】による営業誹謗行為が行われたと主張する店舗のうち、右マツヤ以外の店舗については、乙一及び被控訴人【C】によれば、右マツヤと同様の説明がなされたにすぎないか(「パンプキン」、「ホットスパー」)、被控訴人【C】がそもそもセールスをしたことがないか(「松阪屋ストア高島平店」、「バリュープライス」、「オギノ」、「かわねや」)のいずれかと認められ、やはり控訴人の主張に係る誹謗中傷行為を認めるに足りる証拠はない。

よって、被控訴人【C】による営業誹謗行為があったことを前提とする控訴 人の差止請求及び損害賠償請求はいずれも理由がない。

二 従業員引抜き行為について

控訴人の従業員のうち、【F】が平成九年二月一五日、【G】が同年三月一九日に、【H】が平成一〇年四月四日に、【I】が同年九月一五日に、【J】が平成一一年一月三一日にそれぞれ控訴人を退職し、その後被控訴人道南冷蔵に雇用さ

れたことは、当事者間に争いがない。

控訴人は、右五名が、被控訴人道南冷蔵の意を受けた被控訴人【C】の働き掛けによって引き抜かれたものであると主張し、その証拠として、甲三六ないし三 九、五〇等を提出するが、甲三六(控訴人従業員【L】の陳述書、同人の証言も同 趣旨)には、同人が、平成一〇年六月下旬と七月上旬に、かつて同人の上司であっ た被控訴人【C】から「うちへも遊びに来いよ。」「そろそろ、なとりに見切りを つけたらどうだ。」と言われた旨、また、被控訴人道南冷蔵に移籍した【G】と会ったときに「道南としては若い働き盛りの人を入れたいんだ。」と言われたことがある旨、甲三七(控訴人従業員【N】の陳述書)には、同人は、平成一〇年九月二 、被控訴人【C】から複数の納入先スーパーについて控訴人の担当者を訪 ねる電話があった旨、甲三八(控訴人従業員【K】の陳述書)には、被控訴人 【C】が控訴人の旧知の部下等に電話をして控訴人の商品の情報を得ようとした り、有能な社員を引き抜くべく勧誘しているとの噂を聞いていた旨、甲三九(控訴人従業員【M】の陳述書、同人の証言も同趣旨)には、同人の部下であった【J】が控訴人を退職する際、養家の家業を継ぐということになっていたが、被控訴人道南冷蔵に移籍していた【H】氏に相談してみると言っており、【J】と【H】の関係からしても、【H】から移籍の勧誘があってもおかしくないと考えている旨、甲石の(物話)(株式) 五〇(控訴人従業員【O】の陳述書)には、同人は被控訴人【C】が被控訴人道南 冷蔵に移籍後に会った際、「道南冷蔵は儲かっている。仕事がやりやすいし、自分 にある程度の大きい権限もある。自分も取締役になった。勤めようと思えば、定年の六〇才を過ぎても勤められる。道南冷蔵は長野のスーパーマツヤと取り引きする ことになった。」などの話があった旨がそれぞれ記載されているものの、これらの 記載は、控訴人の社内での噂にすぎない内容であるが、元同僚ないし上司と部下が会った場合に通常交わされるであろう日常的な会話の域を出ないものであって、直 接にも間接にも引抜き行為の存在を示す証拠としては不十分といわざるを得ない。 このほか、証人【K】は、右【G】及び【H】が控訴人を退職する直前に被控訴人 道南冷蔵に移る旨を同人に打ち明けた旨証言するが、それ自体は、右両名が被控訴

よって、従業員の引抜きに係る損害賠償請求は理由がない。

三 以上によれば、控訴人の被控訴人らに対する請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は正当であって、控訴人の本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき、民事訴訟法六一条、六七条一項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第一三民事部

裁判長裁判官 田 中 康 久

裁判官 長 沢 幸 男